

## 第47号議案

芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和8年6月5日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

### 提案理由

芦屋市新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会を新たに設置するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前						
(設置) 第2条 市に次のとおり附属機関を置く。						(設置) 第2条 市に次のとおり附属機関を置く。						
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期	
市長	芦屋市長等倫理審査会～芦屋市霊園使用者選考委員会	(略)					市長	芦屋市長等倫理審査会～芦屋市霊園使用者選考委員会	(略)			
	芦屋市新ごみ処理施設	4人	(1)	学識経験者	諮問に							

改正後					改正前				
み処理施設 整備・運営 事業者選定 委員会	の整備及び運 営を行う事業 予定者の選定 に関する事項 についての審 議	内	(2) ごみ処理施 設整備・運営 事業に関し専 門的知識を有 する者	係る審 議が終 了する までの 期間					
芦屋市公共 事業評価監 視委員会～ 芦屋市消防 賞じゅつ審 査委員会	(略)				芦屋市公共 事業評価監 視委員会～ 芦屋市消防 賞じゅつ審 査委員会	(略)			
教育 委員 会	(略)				教育 委員 会	(略)			

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。  
(芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年芦屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表芦屋市霊園使用者選考委員会の項の次に次のように加える。

芦屋市新ごみ処理施設整備・運営 事業者選定委員会	委員長	日額	13,500
	委員	日額	11,200

## 参 照

### 芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

芦屋市新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会を新たに設置するため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

次のとおり附属機関を新たに設置する。(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期
市長	芦屋市新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会	ごみ処理施設の整備及び運営を行う事業予定者の選定に関する事項についての審議	4人以内	(1) 学識経験者 (2) ごみ処理施設整備・運営事業に関し専門的知識を有する者	諮問に係る審議が終了するまでの期間

#### 3 施行期日等

- (1) 公布の日
- (2) 芦屋市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

芦屋市新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会の委員長及び委員の報酬額等を次のとおり定める。

区分	支給単位	報酬額	旅費の額
委員長	日額	13,500円	芦屋市職員等の旅費に関する条例別表第1級別2級の者の旅費相当額
委員	日額	11,200円	

## 7. 施設建設工事の発注

### ■事業者選定

- ▶ 廃棄物処理施設建設工事の発注方式は、設計と施工を一括で発注する「性能発注（設計施工契約）」方式が一般的です。
- ▶ 次に、廃棄物処理施設建設工事の入札・契約では、競争性・透明性の向上、品質の確保、技術力競争、不正行為の防止等が求められており、これらに適切に対応することが必要不可欠です。市町村では、地方自治法で認められている入札方式の中から適切な方式を選択し、事業者選定を行うこととなりますが、総合評価落札方式を選択する場合、事業者選定期間に2年を要する可能性があることから、入札方式の選択では事業スケジュールに留意する必要があります。

#### 【事業者選定のプロセス】

- ① 事業者選定方式の検討
- ② 実施方針の作成及び公表
- ③ 特定事業の選定及び公表
- ④ 募集書類の作成
- ⑤ 事業者選定事務
- ⑥ 事業者契約締結の契約交渉
- ⑦ 事業者選定委員会の運営支援

## 芦屋市新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会規則（未定稿）

### （趣旨）

第1条 この規則は、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）第4条の規定に基づき、芦屋市新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### （委員長及び副委員長）

第2条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （会議）

第3条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### （庶務）

第4条 委員会の庶務は、一般廃棄物処理に関する事務を所管する課において処理する。

### （補則）

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。